

○環境省令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）を実施するため、東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十条の七の十六に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

環境大臣 石原 伸晃

東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令

東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成二十三年環境省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。